

監 第 2 0 号
令和2年5月29日

請求人

● ● ●●● 様
● ● ● 様
● ● ● ● 様
● ● ● ● 様

倉敷市監査委員 竹 内 道 宏
倉敷市監査委員 長谷川 威
倉敷市監査委員 原 勲
倉敷市監査委員 原 田 龍 五

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和2年4月13日付けで請求のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第5項の規定により次のとおり通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

倉敷市●●●●●●●●●●番地 ●● ●●●
倉敷市●●●●●●●●●●番地 ●● ●
倉敷市●●●●●●●●●●番地 ●● ●●
倉敷市●●●●●●●●●●番地 ●● ●●

2 請求書の受付日

令和2年4月13日

3 請求の内容

本件請求書の内容は、次のとおりである（原文のまま）。

1 請求の要旨

- 1 請求の対象者 倉敷市農林水産課
- 2 財務会計上の行為又は怠る事実
平成30年度 岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金

平成30年度 有害鳥獣駆除業務委託料の支払について

3 その行為又は怠る事実

鳥獣捕獲等許可申請に当り「鳥獣の保護及び管理並びに適正化に関する法律」及び「倉敷市鳥獣捕獲等事務処理要領」等に違反している。鳥獣保護管理法第9条に違反している申請書に許可証が発行されている。その許可証で有害鳥獣を捕獲している。農林水産課は依頼書が無い・玉島支所はあるが依頼書名の者が被害者ではなく許可対象者ではない。児島支所は依頼書はあるが黒塗りの為確認できないが許可対象者とは考えられない。船穂支所は玉島支所と同じである。真備支所は水害の為確認不能です。

平成30年度 岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金 支払命令書

平成30年度 有害鳥獣駆除業務委託 支払命令書

4 経費の浪費

上記違法行為により不当に野生鳥獣を殺戮した事と返還許可証の捕獲数と県に報告している捕獲数と合致しない。水増しをして報告している。事実証明資料⑤その為違法な公金の支出により市に損害を与えている。

5 措置の請求

不法行為が明白である。倉敷市に対し15,319,600円の返還請求を求める。

今後二度と違法行為を繰り返さないよう鳥獣保護管理法・鳥獣による農林水産業に係る特別措置法、倉敷市鳥獣捕獲等事務処理要領及び関係法令の順守に努める事。

なお倉敷市鳥獣捕獲等事務処理要領は鳥獣保護管理法の第79条二項に規定第9条第1項・第十九条第1項に規定されている事務処理要領に更正する事。

2 請求者 別紙

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明を添えて必要な措置を請求します。

事実を証する書面については、請求人らから提出されているが、本件監査結果では添付を省略する。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和2年4月13日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象

平成30年度鳥獣被害防止総合対策交付金（以下「本件交付金」という。）の支出及び平成30年度有害鳥獣駆除業務委託料（以下「本件委託料」という。）の支出が、違法・不当な公金の支出にあたるか、を監査対象とした。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく鳥獣捕獲等許可申請や許可などの一連の行為自体は、財務会計行為でないため、監査の対象外とした。

2 監査の対象部署

文化産業局農林水産部農林水産課を監査対象とした。

3 請求人らの陳述

(1) 自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年4月27日に、請求人らに証拠の提出及び陳述の機会を与え、その際、関係職員を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなく、事情聴取を実施した。

(2) 陳述の要旨

昨年度の住民監査請求分については、現在、裁判中であるが、併せて、警察や農林水産省、会計検査院とも話し合いや打ち合わせをしている。

市の職員は、法律の勉強をして刑事罰の起こるようなことは避けてほしい。

4 関係職員の陳述

令和2年4月27日、関係職員に陳述の機会を与えるとともに、監査対象部署から関係書類の提出を求め、調査を実施した。

(1) 令和2年4月27日、監査対象部署から陳述の聴取を行い、その際、請求人らを立ち会わせた。

(2) 陳述の要旨

今回の請求については、平成31年4月5日付で提出された住民監査請求（以下「前回請求」という。）と同様の内容であることから、前回請求における陳述内容との変更はない。

<参考>

前回請求における陳述内容

ア 鳥獣捕獲等許可申請について

鳥獣捕獲等許可申請に関する陳述は省略する。

イ 有害鳥獣の捕獲確認について

鳥獣保護管理法第9条13項の規定によれば、許可に係る捕獲等の結果を許可権者に報告しなければならないとされているが、報告様式等の指定はない。また、岡山県の鳥獣捕獲許可等事務処理要領では、鳥獣捕獲等許可証（以下「許可証」と

いう。)の返却時に捕獲数を許可証に記入することで、鳥獣保護管理法第9条13項の報告を兼ねることができるとなっている。

本市では許可証の報告欄による報告とは別に、現地で本市職員による捕獲確認または証拠書類の提出による捕獲確認を行っている。県に対する有害鳥獣の捕獲数の報告は、国の鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け、19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。)に規定された方法で捕獲確認を行い、その捕獲数を報告しているため、適正な支出を行っている。また、倉敷市有害鳥獣駆除班協議会(以下「駆除班協議会」という。)との捕獲業務委託についても、適正な捕獲確認ができたものを支払対象としているため、適正な支出を行っている。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 事業の背景

ア 国の制度

鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、平成20年2月に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律を施行し、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱(平成20年3月31日付け、19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。)及び国実施要領を定め、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費を助成している。

イ 岡山県(以下「県」という。)の制度

前述の国実施要綱及び国実施要領を受け、県では岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱(平成22年4月1日付け、農振第3号農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。)及び岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成22年4月1日付け、農振第4号農林水産部長通知。以下「県実施要領」という。)を定め、市町村が行う事業に交付金を交付している。

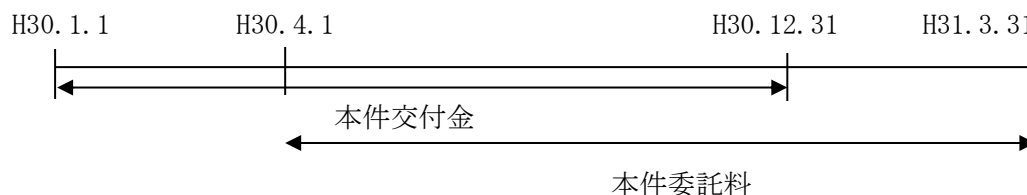
(2) 農作物鳥獣害防止事業の概要

本市では、農作物の被害が市内全域に拡大しており、有害鳥獣による農作物の被害防止は農家の切実な要望であるため、被害相談や農協などからの被害報告を基に、倉敷市鳥獣被害防止計画を策定し、計画達成に向けた取組みを行っている。

その取組みの一つである有害鳥獣の捕獲については、国の支援制度である鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)(以下「交付金」という。)を活用し、捕獲を実施する駆除班協議会の上部組織である倉敷市鳥獣被害防止対策推進協議会(以下「推進協議会」という。)に対し捕獲実績に応じて交付金を支出するとともに、駆除班協議会と有害鳥獣駆除業務委託契約を締結し委託料を支出することにより、有害鳥獣の駆除を促進している。

国実施要綱では、交付金の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとしているが、支援対象期間に捕獲確認した場合に支援対象とすることができると規定されているため、本件交付金の捕獲対象期間を平成30年1月1日から平成30年12月31日までとしている。なお、平成31年1月1日から平成31年3月31日までの捕獲数に対する交付金は、平成31年度分の捕獲対象期間に基づく交付金として支出している。

【対象期間】



(3) 有害鳥獣の捕獲確認（「本件交付金」及び「本件委託料」共通）

駆除班協議会の駆除班員が有害鳥獣を捕獲した場合、農林水産課及び各支所産業課の職員が現地確認を行い、また、現地確認ができない場合は、捕獲写真や証拠物（H30.1.1～H30.3.31は尾）（H30.4.1～H31.3.31は尾、両脚）の提出により捕獲確認を行っている。

この捕獲確認を基に、国実施要領に規定された鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書（以下「捕獲確認書」という。）に有害鳥獣の種別、頭数、捕獲月日、捕獲場所、確認方法等を記載し、支出の根拠としている。

(4) 本件交付金の支出の概要

交付申請から交付金の支出に至るまでの事務処理は、以下のとおりである。

ア 交付金交付申請（推進協議会→本市→県）

(ア) 申請日 平成30年5月28日

(イ) 申請額 4,770,000円

(ウ) 別記様式第1号（別添）

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（以下「緊急捕獲活動支援事業」という。）

- ・事業実施主体名 推進協議会
- ・事業名 緊急捕獲活動支援事業
- ・事業内容 緊急捕獲活動推進事業 有害捕獲
- ・事業費 4,770,000円
- ・負担区分 交付金 4,770,000円

(エ) 緊急捕獲活動支援事業（有害捕獲）の内容

| 対象鳥獣 | 捕獲頭数 | 上限単価 (円/頭) | 事業費 (円) | 交付金 (円) |
|----------|------|---------------|------------|------------|
| イノシシ（成獣） | 580 | 7,000 | 4,060,000 | 4,060,000 |

| | | | | |
|--------------|-------|-------|-----------|-----------|
| イノシシ (幼獣) | 90 | 1,000 | 90,000 | 90,000 |
| ヌートリア | 360 | 1,000 | 360,000 | 360,000 |
| タヌキ | 45 | 1,000 | 45,000 | 45,000 |
| アナグマ | 45 | 1,000 | 45,000 | 45,000 |
| ハクビシン | 5 | 1,000 | 5,000 | 5,000 |
| サル (成獣) | 5 | 8,000 | 40,000 | 40,000 |
| サル (幼獣) | 5 | 1,000 | 5,000 | 5,000 |
| ハシブト・ハシボソガラス | 600 | 200 | 120,000 | 120,000 |
| 計 | 1,735 | | 4,770,000 | 4,770,000 |

(オ) 事業完了予定 平成31年3月31日

イ 補助金等交付決定通知 (県→本市→推進協議会)

(ア) 通知日 平成30年7月26日

(イ) 対象事業 平成30年5月28日付けで申請のあった緊急捕獲活動支援事業

(ウ) 事業に要する経費及び交付金の額

事業に要する経費 4,770,000円

交付金の額 4,770,000円

ウ 実施状況報告 (推進協議会→本市→県)

(ア) 報告日 平成31年1月15日

(イ) 報告内容

区分 鳥獣被害防止総合対策推進交付金

総事業費 5,197,800円

事業の遂行状況

1月1日以降に完了するもの 事業費 5,197,800円

事業完了予定年月日 平成31年3月31日

(ウ) 添付資料

| | イノシシ 成獣 (7,000) | イノシシ 幼獣 (1,000) | ヌートリア (1,000) | タヌキ (1,000) | アナグマ (1,000) | カラス (200) |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|----------------|-----------------|--------------|
| H30年1月～ H30年12月 | 671 | 149 | 115 | 15 | 16 | 1,029 |
| 金額 | 4,697,000 | 149,000 | 115,000 | 15,000 | 16,000 | 205,800 |

エ 交付金の変更及び追加交付申請 (推進協議会→本市→県)

(ア) 申請日 平成31年1月30日

(イ) 追加交付申請額 427,800円

(ウ) 別記様式第1号 (別添)

緊急捕獲活動支援事業

・事業実施主体名 推進協議会

- ・事業名 緊急捕獲活動支援事業
- ・事業内容 緊急捕獲活動推進事業 有害捕獲
- ・事業費 5,197,800円
- ・負担区分 交付金 5,197,800円

(エ) 緊急捕獲活動支援事業（有害捕獲）の内容

| 対象鳥獣 | 捕獲頭数 | 上限単価 (円/ 頭) | 事業費 (円) | 交付金 (円) |
|--------------|-------|-------------------|------------|------------|
| イノシシ（成獣） | 671 | 7,000 | 4,697,000 | 4,697,000 |
| イノシシ（幼獣） | 149 | 1,000 | 149,000 | 149,000 |
| ヌートリア | 115 | 1,000 | 115,000 | 115,000 |
| タヌキ | 15 | 1,000 | 15,000 | 15,000 |
| アナグマ | 16 | 1,000 | 16,000 | 16,000 |
| ハクビシン | 0 | 1,000 | 0 | 0 |
| サル（成獣） | 0 | 8,000 | 0 | 0 |
| サル（幼獣） | 0 | 1,000 | 0 | 0 |
| ハシブト・ハシボソガラス | 1,029 | 200 | 205,800 | 205,800 |
| 計 | 1,995 | | 5,197,800 | 5,197,800 |

オ 補助金等変更交付決定通知（県→本市→推進協議会）

(ア) 通知日 平成31年2月1日

(イ) 対象事業 平成31年1月30日付けで申請のあった緊急捕獲活動支援事業

(ウ) 事業に要する経費及び交付金の額

事業に要する経費 5,197,800円

交付金の額 5,197,800円

カ 実績報告（推進協議会→本市→県）

(ア) 報告日 平成31年3月12日

(イ) 別記様式第1号（別添）

緊急捕獲活動支援事業

- ・事業実施主体名 推進協議会
- ・事業名 緊急捕獲活動支援事業
- ・事業内容 緊急捕獲活動推進事業 有害捕獲
- ・事業費 5,197,800円
- ・負担区分 交付金 5,197,800円

(ウ) 緊急捕獲活動支援事業（有害捕獲）の内容

| 対象鳥獣 | 捕獲頭数 | 上限単価 (円/ 頭) | 事業費 (円) | 交付金 (円) |
|------|------|-------------------|------------|------------|
|------|------|-------------------|------------|------------|

| | | 頭) | | |
|--------------|-------|-------|-----------|-----------|
| イノシシ (成獣) | 671 | 7,000 | 4,697,000 | 4,697,000 |
| イノシシ (幼獣) | 149 | 1,000 | 149,000 | 149,000 |
| ヌートリア | 115 | 1,000 | 115,000 | 115,000 |
| タヌキ | 15 | 1,000 | 15,000 | 15,000 |
| アナグマ | 16 | 1,000 | 16,000 | 16,000 |
| ハシブト・ハシボソガラス | 1,029 | 200 | 205,800 | 205,800 |
| 計 | 1,995 | | 5,197,800 | 5,197,800 |

(エ) 事業完了 平成31年3月12日

(オ) 捕獲確認書 (本市から県への報告に添付)

有害鳥獣の種別, 頭数, 捕獲月日, 捕獲場所, 確認方法等を記載している。

キ 事業完了復命書

- ・ 検査完了日 平成31年3月12日
- ・ 復命書作成者 農林水産課 主任 ●●●●
- ・ 事業名 平成30年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業
- ・ 総事業費 5,197,800円
- ・ 着手年月日 平成30年7月26日 (補助金等交付決定通知日)
- ・ 完了年月日 平成31年3月12日 (実績報告日)

※平成30年1月1日から平成30年7月25日までの捕獲についても、
国実施要綱により、着手年月日以降に捕獲確認をした場合は、本件交付金
の対象となる。

ク 補助金等額の確定通知 (県→本市→推進協議会)

(ア) 通知日 平成31年3月13日

(イ) 確定額 5,197,800円

ケ 支出命令書

(ア) 支出命令日 平成31年4月8日

(イ) 支出命令金額 5,197,800円

(ウ) 支払日 平成31年4月18日

以上のとおり、県から本市に交付された平成30年度鳥獣被害防止総合対策交付金の交付申請から交付金の支出に至るまでの一連の手続きについては、県交付要綱等に基づいたものであり、また、本市から推進協議会に交付した本件交付金の交付申請から交付に至るまでの一連の手続きについても、県実施要領及び倉敷市補助金等交付規則 (昭和43年倉敷市規則第30号) に基づき行われていた。

(5) 本件委託料の支出の概要

平成30年度有害鳥獣駆除業務委託 (以下「本件委託」という。) の契約期間は、

平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなっており、本件委託料の支出に至るまでの事務処理は、以下のとおりである。

ア 本件委託契約

イノシシ、ヌートリア等の捕獲数に応じて委託料を加算する契約内容となっている。

(ア) 契約締結日 平成30年4月1日

(イ) 委託業務名 本件委託

(ウ) 受託者 駆除班協議会

(エ) 実施場所 倉敷市内一円

(オ) 委託期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(カ) 委託料

・固定分 2,524,000円(内消費税額 186,963円)

平成30年12月7日の変更契約(ワナ賠償・傷害保険料の減額)により、

2,415,590円(内消費税額 178,933円)

※ 固定分の内訳は、駆除班ごとに支払う定額(@150,000円×11班=1,650,000円)及びハンター保険料等(765,590円)である。

・加算分(実績に応じて別途加算するもの)

1) 年間延べ70人以上捕獲活動に従事した班は、45,000円以内

2) イノシシ30頭以上等捕獲した班は、30,000円以内

3) ヌートリア1頭につき1,000円以内

4) 狩猟期においてイノシシ1頭につき6,000円以内

非狩猟期においてイノシシ1頭につき 10,000円以内

5) カラス類1羽につき 800円以内

イ 完了報告(駆除班協議会→本市)

(ア) 報告日 平成31年3月31日

(イ) 委託業務の名称 平成30年度有害鳥獣駆除

(ウ) 実施内容 倉敷市内一円における有害鳥獣の駆除

(駆除実績) イノシシ 873頭, ヌートリア 124頭

タヌキ 15頭, アナグマ 17頭

シカ 1頭, カラス類 1,423羽

キジバト 10羽, ヒヨドリ 58羽

その他 11羽

・添付書類 平成30年度有害鳥獣駆除班活動による鳥獣の捕獲実績

(エ) 期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

ウ 完了検査

(ア) 検査調書作成者 農林水産課 主任 ●●●●

(イ) 件名 本件委託

- (ウ) 実施箇所 倉敷市内一円
 (エ) 契約先 駆除班協議会
 (オ) 委託料合計 12,367,390円
 (内訳)

| | | | |
|-----|----------------|---------------|-------------|
| 固定分 | 駆除班委託料 | @150,000円×11班 | 1,650,000円 |
| | ハンター保険料・事務費 | | 300,000円 |
| | ワナ賠償・傷害保険料 | | 465,590円 |
| 加算分 | 延べ70人以上捕獲活動に従事 | @45,000円×11班 | 495,000円 |
| | イノシシ30頭以上等捕獲 | @30,000円×9班 | 270,000円 |
| | イノシシ(狩猟期)※1 | @6,000円×181頭 | 1,086,000円 |
| | イノシシ(非狩猟期)※2 | @10,000円×690頭 | 6,900,000円 |
| | ヌートリア | @1,000円×124頭 | 124,000円 |
| | カラス類 | @800円×1,346羽 | 1,076,800円 |
| 合計 | | | 12,367,390円 |

※1 (11/15~3/15) ※2 (11/15~3/15以外)

- (カ) 契約期間 着手 平成30年4月1日 完了 平成31年3月31日
 (キ) 完了年月日 平成31年3月31日
 (ク) 検査年月日 平成31年3月31日
 (ケ) 検査合格年月日 平成31年3月31日
 (コ) 検査結果 合格

エ 支出命令書(ワナ賠償・傷害保険料)(1回目)

- (ア) 支出命令日 平成30年6月18日
 (イ) 支出命令金額 32,640円
 (ウ) 支払日 平成30年6月22日

オ 支出命令書(ワナ賠償・傷害保険料)(2回目)

- (ア) 支出命令日 平成30年12月12日
 (イ) 支出命令金額 432,950円
 (ウ) 支払日 平成30年12月19日

カ 支出命令書(ワナ賠償・傷害保険料を除く。)

- (ア) 支出命令日 令和元年5月16日
 (イ) 支出命令金額 11,901,800円
 (ウ) 支払日 令和元年5月24日

(内訳)

| | | | |
|-----|----------------|---------------|------------|
| 固定分 | 駆除班委託料 | @150,000円×11班 | 1,650,000円 |
| | ハンター保険料・事務費 | | 300,000円 |
| 加算分 | 延べ70人以上捕獲活動に従事 | @45,000円×11班 | 495,000円 |

| | | | |
|-----|----------------|--------------------|--------------|
| | イノシシ 30 頭以上等捕獲 | @ 30,000 円 × 9 班 | 270,000 円 |
| | イノシシ (狩猟期) ※1 | @ 6,000 円 × 181 頭 | 1,086,000 円 |
| | イノシシ (非狩猟期) ※2 | @ 10,000 円 × 690 頭 | 6,900,000 円 |
| | ヌートリア | @ 1,000 円 × 124 頭 | 124,000 円 |
| | カラス類 | @ 800 円 × 1,346 羽 | 1,076,800 円 |
| 合 計 | | | 11,901,800 円 |

※1 (11/15~3/15) ※2 (11/15~3/15 以外)

有害鳥獣の捕獲確認については、前述の本件交付金と併せて行っており、業務の完了時には受託者から完了報告を受け、本市の職員が完了検査を行った後に、本件委託料を支払っていた。

(6) 捕獲確認書と許可証の報告欄に記載された捕獲数の差異

※豪雨災害を受け、許可証の確認ができない真備地区分の一部を除く。

捕獲確認書と許可証に記載された捕獲数を比較すると差異が生じている。

ア 本件交付金 (対象期間：平成30年1月1日から平成30年12月31日)

| | イノシシ | ヌートリア | タヌキ | アナグマ | カラス類 |
|---------|------|-------|-----|------|-------|
| 捕獲確認書 A | 820 | 115 | 15 | 16 | 1,029 |
| 許可証 B | 730 | 95 | 10 | 18 | 1,311 |
| 差 A-B | 90 | 20 | 5 | △2 | △282 |

イ 本件委託料 (対象期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日)

| | イノシシ | ヌートリア | カラス類 |
|---------|------|-------|-------|
| 捕獲確認書 A | 871 | 124 | 1,346 |
| 許可証 B | 819 | 98 | 1,440 |
| 差 A-B | 52 | 26 | △94 |

これは、許可証の報告欄への未確認の捕獲内容の記載、記載漏れ、記載誤りなどによるものであり、許可証の報告とは別に、本市では、債務が確定していることを確認するため、捕獲確認書により捕獲数を確定している。

よって、許可証に未記載であっても捕獲確認書により確認した場合は支出し、また、許可証に記載されていても捕獲が確認できない場合は、支出の対象外としている。

2 判断

(1) まず、本件交付金の支出が、請求人らの求める違法・不当な公金の支出にあたるかについて検討する。

国は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に資することを目的として、平成20年度から、国実施要綱等に基づき、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を実施

しており、県を通じて市町村に交付金を交付している。

前述したとおり、本市では、本件交付金の算定根拠となる有害鳥獣の捕獲数については、請求人らが主張する許可証に報告された捕獲数ではなく、国実施要領等に規定された方法に則り、職員の現場確認や客観的証拠による捕獲確認に基づいて最終的な捕獲数の確定を行い、県から、県交付要綱等に基づき、その捕獲数に応じた交付金を受けていることから、交付金は、適正に事業採択されたことに基づいて交付されていると認められる。

したがって、本件交付金の支出については、その手続きに違法性・不当性は認められないことから、自治法第242条第1項所定の「違法又は不当な公金の支出」があったとは認められない。

- (2) 次に、本件委託料の支出が請求人らの求める違法・不当な公金の支出にあたるかについて検討する。

本件委託は、農作物等の被害に対処するため、有害鳥獣の駆除を目的としており、駆除班協議会と平成30年4月1日付けで有害鳥獣の捕獲数等に応じて委託料が加算される業務委託契約を締結している。

本件委託料の算定根拠となる有害鳥獣の捕獲数についても、前述の本件交付金に係る有害鳥獣の捕獲確認と併せて確定を行っているため、適正な捕獲数と認められる。

したがって、本件委託料の支出についても、その手続きに違法性・不当性は認められないことから、自治法第242条第1項所定の「違法又は不当な公金の支出」があったとは認められない。

第4 結論

以上のことから、本件住民監査請求については、請求人らの主張には理由がないものと判断する。